

「おきなわ特産農産物生産体制構築事業」 企画提案募集要領

本公募は、令和 8 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手続きであり、県議会において当初予算案が否決された場合、契約を締結しないことがありますのでご了承ください。

1 事業の目的

沖縄県では温暖な気候条件を生かし、本土にない特色ある作物を数多く生産しており、6 次産業化の取組や他地域・他産業から農林水産業への参入の動きが活発化している。

一方、近年本県の農業産出額は横ばいに推移し、農業所得の向上が課題であることから、本県の地理的優位性等を活かした収益性の高い新規品目の生産拡大が求められている。

このため県では、令和 5 年度より「おきなわ特産農作物モデル実証事業」を実施し、特産農産物のうち有望とされるバナラについて、栽培技術体系および収益性に関する事例を取りまとめ、市町村、関係機関等へ共有したところである。

本事業では本県におけるコーヒーの栽培技術体系の事例調査を実施するとともに、県産コーヒー及びバナラの生産体制構築について検討することを目的とする。

2 委託業務（企画提案）の内容

- (1) 内容：おきなわ特産農産物生産体制構築事業委託業務
企画提案仕様書参照
- (2) 契約期間：契約締結日～令和 9 年 2 月 28 日
- (3) 契約方法：企画コンペにより委託業者を選定したうえで随意契約

3 事業予算額

13,650,000 円（税込）

※上記金額を上限として提案すること。

4 応募参加資格について

次に掲げる要件をすべて満たす企業又は団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。共同企業体（コンソーシアム）の場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

※地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に

規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- (3) 沖縄県における農林水産業及び特産農作物、関連産業振興に関する基本的な知識があり、本企画提案と類似の提案における受託実績を有している企業・団体であること。
- (4) 別添企画提案仕様書及び委託契約書の趣旨に則するとともに、県の施策等を十分理解し、本業務の実施にあたって県と密接に連携できること。
- (5) 県内に本店又は支店等(営業所を含む)を有する法人であること。コンソーシアムで実施する場合には、最低1法人が県内に本店又は支店等を有していること。
- (6) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、主たる担当者を1名以上、共同企業体にあつては、それぞれ1名以上の主たる担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。
- (7) 共同企業体の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体の構成員の全てが、上記応募資格(1)及び(2)の要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体の構成員のいずれかが、上記応募資格(3)及び(4)の要件を満たす者であること。
 - エ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
 - オ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。
- (8) 1提案者(共同企業体で事業を実施する場合は1共同企業体)につき、提案は1件であること。

5 応募方法等について

(1) 参加申込

ア 参加申込期間：令和8年3月5日(木)～令和8年3月19日(木)
17:00 まで

イ 提出書類：参加申込書【様式1】

ウ 提出方法：持参、郵送、ファクシミリまたはEメールにより提出すること。

※郵送で提出する場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内に**必着**とする。

※郵送以外の申請については必ず受信確認を行うこと。

※共同企業体による応募の場合、代表事業者が応募を行うこと。

(2) 企画提案

ア 提出期限：令和8年3月23日（月）17:00まで

イ 提出書類：応募申請書【様式2】

企画提案書及び応募書類一式【様式3～7】

※下記「5. 提出物」参照

ウ 提出方法：持参または郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の**必着**とすること。

質問がある場合は、令和8年3月11日（水）までにファクシミリ、Eメールいずれかの方法により質問書【様式9】を提出すること。

ファクシミリまたはEメールで提出する場合は、受信確認が必要である。回答は、3月13日（金）以降に当課ホームページへの掲載をもって回答とする。

※問い合わせ先は、下記「13. お問い合わせ等」参照

6 提案内容の要件について
別紙の仕様書を参照すること。

7 提出物について

- | | | |
|------------------|-------|-------|
| (1)参加申込書 | | 【様式1】 |
| (2)応募申請書 | | 【様式2】 |
| (3)企画提案書 | | 【様式3】 |
| (4)会社概要書 | | 【様式4】 |
| (5)積算見積書 | | 【様式5】 |
| (6)実績書 | | 【様式6】 |
| (7)誓約書 | | 【様式7】 |
| (8)共同企業体協定書 | | 【様式8】 |
| (9)質問書 | | 【様式9】 |
| (10)参考資料（必要に応じて） | | |

※共同企業体の場合は、【様式4】、【様式6】、【様式7】については構成員ごとに作成するとともに、共同企業体協定書【様式8】の写しを添付すること。

※【様式4】会社概要書には2期分の決算書も添付すること。共同企業体の場合は全構成員分添付すること。

※提出部数：応募申請書1部、その他については各7部とする。

（原本1部、残り6部は原本写しを提出）

※共同企業体の場合、書類の綴り方については、企業ごとにまとめるのではなく、様式順にまとめて綴ること。

例) ○ 様式4（企業A、企業B）、様式5（企業A、企業B）

× 企業A（様式4、様式5）、企業B（様式4、様式5）

8 企画提案書等の体裁について

原則として、体裁はA4判、縦方向、左綴り、ページ番号を付すこと。

なお、【様式3】は、書式や枚数等は任意とするが、審査員の理解を深める

ためにも簡潔・明瞭に記載し、膨大な量とならないこと。

9 プレゼンテーション審査について

- (1) 日時：令和8年3月27日（金）（予定）
- (2) 場所：沖縄県庁9階第4会議室（予定）
- (3) 審査方法：提出された提案書、プレゼンテーション配布資料に基づき説明すること。

※当日の追加資料の提出・配布は一切認めない。

- (4) 審査会場への入場者は2名以内とし、各々25分間（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）でプレゼンテーション審査を行う。
- (5) プレゼンテーションを行う時間帯については、別途連絡を行う。
- (6) 開催日を変更する場合は、別途応募申請者へ通知する。

10 審査方法について

- (1) 応募数が4者以上の場合は、県糖業農産課において1次審査（書類審査）を行い、上位3者について2次審査（プレゼンテーション審査）を行う。応募者が3者以下の場合は、1次審査として応募資格等要件の適合を確認したのち、適格者全てを2次審査の対象とする。

- (2) 2次審査については、沖縄県農林水産部糖業農産課に設置する企画提案審査会において、各社のプレゼンテーションについて、事業目的、2の応募参加資格等のもとより、関係専門的視点から検討を加えた後、採点する。※なお、プレゼンテーション審査にかえて書面審査を行う場合がある。変更内容については、第二次審査対象者に連絡する。

- (3) 総合得点の高い者を上位として、当該業務の企画提案採択順位を決定する。

※なお、今回の募集は企画提案採択順位を決定するものであり、契約を保証するものではない。

- (4) 前項によって1位となった応募者については、令和8年4月上旬以降にメールにて事前に通知し、追って書面にて通知する予定である。併せて2位以下の応募者についても結果を同じ手法にて通知する予定である。

- (5) 審査結果については、農林水産部農林水産総務課において、閲覧による公表を行う。

公表を行う事項は以下の通りとする。

ア 最優秀提案者とその評価点

イ 全提案事業者の氏名 ※申込順に記載

ウ 全提案事業者の評価点 ※得点順に記載

エ その他（必要に応じて）

- (6) 審査課程において記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。

11 評価基準

- (1) 基本認識

沖縄県の農林水産業及び特産農作物、関連産業振興の現状に関する基本的認識を有しているか。

(2) 企画提案書の内容

ア 事業目的の理解度

本事業の目的に適切に対応した提案になっているか。

イ 提案内容の優良性

提案内容は事業テーマに応じて、明確性、具体性、妥当性、現実性を伴っているか。

ウ 事業実施計画の妥当性

実施スケジュール、事業実施手順・手法は妥当であるか。

(3) 業務遂行体制・業務実績の評価

ア 事業を的確に実施するために必要な実施体制（人員配置、対応人数）、役割分担、責任体制が明確になっているか。

イ 類似業務等実務実績は十分か。

【評価基準に関する特記事項】

- ① 提案者が、「沖縄県所得向上応援企業認証制度」認証企業である場合は、同委員会での審査結果に加点を行う。
- ② 提案者が、国の「パートナーシップ構築宣言」宣言企業である場合は、同委員会での審査結果に加点を行う。

10 スケジュール（予定）について

令和8年	3月5日（木）	公募開始
	3月11日（水）	質問締切
	3月19日（木）17:00 まで	参加申込締切
	3月23日（月）17:00 まで	企画提案締切
	3月27日（金）	プレゼンテーション審査（予定）
	4月上旬	採択決定
	4月上旬	契約

※スケジュールの変更にあたっては、当課のホームページ等で周知する。

11 その他留意事項について

- (1) 本委託業務の契約は令和8年度事業の成立により効果を発揮するものであり、プレゼンテーション審査による採択は契約を保証するものではない。
- (2) 書類提出にあたっては使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 事業の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではない。
- (4) 提出書類の作成・提出、ヒヤリング、プレゼンテーション等への出席に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (5) プレゼンテーションに際しては、5-(2)の期限内に提出した企画提案書のみを用いるものとし、提出期限後の修正及び当日の追加資料の提出は一切受け付けない。
- (6) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については公表しない。
- (7) その他詳細は、企画提案仕様書のとおりとする。

12 委託企業決定後の業務執行について

- (1) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項(※)の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (2) 業務の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではない。
- (3) 本要領に記載されていない事項、もしくは記載事項に疑義がある場合は県と協議の上、取り決めるものとする。

※ 契約保証金について（沖縄県財務規則抜粋）

101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて誠実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄与に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事

前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

- (13) 令第167条の2第1項第5号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (14) 建設工事に係る契約を締結する場合において、契約金額が1件500万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

13 お問い合わせ、参加申込書・応募申請書・質問書提出先

沖縄県農林水産部 糖業農産課 農産・共済班

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2（沖縄県庁9階）

電話番号：098-866-2275、FAX番号：098-866-6339

Eメール：aa044008@pref.okinawa.lg.jp

担 当：豊里、大濱